

保有個人情報訂正請求不承認決定処分にかかる審査請求について（答申）

1 審査会の結論

審査請求人が、令和3年7月16日付けで、青梅市長（以下「実施機関」という。）に対して提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、これを棄却すべきである。

2 本件事案の経緯

- (1) 審査請求人は、平成31年3月29日、実施機関に対し、「平成30年3月26日付けで貴職あて「再審議の申し立て」に係る処理についての一切の関係書類」を内容とする保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 実施機関は、平成31年4月11日、本件開示請求を承認する決定をし、保有個人情報開示請求諾否決定通知書（青総文第●号）により、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和元年7月12日、本件開示請求を承認する決定により、実施機関の不作為等が判明したとし、改めて決定を求める旨の審査請求をした。
- (4) 実施機関は、令和元年7月31日、令和元年7月12日付け審査請求に対し、①審査請求の趣旨を逸脱した請求であること、②本件開示請求を承認する決定によりその目的が達成され、当該決定が取り消されることによる救済されるべき審査請求人の権利または利益は存在しないことから、不適法であり、補正することは不可能であることから、当該審査請求を却下する旨の裁決を行った。
- (5) 審査請求人は、令和3年1月7日、実施機関に対し、「平成30年3月26日付けで貴職あて「再審議の申し立て」に係る処理についての一切の関係書類」を内容とする保有個人情報削除請求（以下「本件削除請求」という。）をした。
- (6) 実施機関は、令和3年1月21日、削除請求のあった保有個人情報は青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項、第2項および第3項の規定に反しないことを理由として、本件削除請求を不承認とする決定をし、保有個人情報開

示請求諾否決定通知書（青総文第●号）により、審査請求人に通知した。

- (7) 審査請求人は、令和3年3月26日、実施機関に対し、保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）をした。本件訂正請求の対象は後記4(2)のとおりである。
- (8) 実施機関は、令和3年4月23日、本件訂正請求に対し、保有個人情報訂正請求不承認決定処分（以下「本件処分」という。）をし、保有個人情報訂正請求諾否決定通知書（青総文第●号）により、審査請求人に通知した。
- (9) 審査請求人は、令和3年7月16日、本件処分を不服とし、本件審査請求をした。
- (10) 実施機関は、令和3年8月24日、本件審査請求について、青総文第●号により、青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に弁明書の写しを添えて諮問をした。
- (11) 前記(10)の諮問を受けた審査会は、令和3年8月24日、当該諮問に添付された弁明書の写しについて、青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年条例第32号）第9条第1項の規定にもとづき、審査請求人に送付の上、同条例第6条第4項の規定にもとづき、実施機関からの弁明書に対する反論書（以下「反論書」という。）の提出を求めた。
- (12) 前記(11)の求めを受けた審査請求人は、令和3年9月24日、審査会に反論書を提出した。
- (13) 審査会は、令和3年11月10日、本件審査請求にかかる会議を開催し、実施機関による意見陳述、審査請求人による意見陳述および委員による協議を行った。

3 争点

本件審査請求の争点は、本件処分が適法かつ適正であるか否かである。

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

条例にもとづき審査請求人が行った本件訂正請求に対し、実施機関が令和3年4月23日付けで行った本件処分について、その取消しを

求めるというものである。

(2) 審査請求により訂正を求める内容

実施機関が、本件開示請求を受けて開示した再審議申立書に付された文書処理カードの処理案または指示事項欄および備考欄における以下の文言の訂正を求めるものである。

ア 再審議という制度はなく、提出されてもどのような取扱いになるかは不明であると説明するが、それでも提出することによって受理をする。

イ 収集項目全てを東京都へ提出するのではなく、法で定められている情報のみを提供すると説明するが理解を得られていない。

ウ 青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会事務局として受理。

(3) 審査請求の理由

審査請求書、反論書および意見陳述（本件審査請求の争点にかかる部分に限る。）によれば、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求人は、再審議申立書の受付に際して、前記(2)アからウまでの内容についていずれも説明を受けていない。

イ 前記(2)イの「理解を得られていない。」について、実施機関の説明によると、窓口で対応した担当者が現場の状況を踏まえ、審査請求人の言動等を評価の上記載したとあるが、私の人格にかかわる問題であることから看過できない。

ウ 実施機関は、再審議申立書の受付に当たり、当該申立書の宛先を審議会会長から実施機関へとするための補正指導を怠り、受理した。

エ 再審議申立書受付に際して、担当者は人事異動が決まっており、また情報公開事務の経験が少なく十全とは言えない状況で前記ウの指導は困難であり、当時、担当者から上司への相談等も見られなかったこと。

オ 実施機関は、令和3年1月7日、審査請求人が本件削除請求をした際、削除ではなく訂正とするべきであったにもかかわらず、補正指導を怠った。

カ 実施機関は、審査請求人の主張に対して、訂正を行うべきか否かを判断するに足る明確かつ具体的な根拠が示されているとは認められないとするが、本件開示請求によって得た文書処理カードそれ自体が証拠であるし、前記エの事実および状況証拠を示している。

5 審査請求に対する実施機関の説明要旨

- (1) 保有個人情報の訂正請求は、「開示の決定を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるとき」にすることができるものとされている（条例第18条第1項）。審査請求人が訂正を求めている保有個人情報は、審査請求人と実施機関の担当者との窓口における再審議申立書の受付対応を記述したものであるが、前記4(2)アおよびイについて当該担当者に聴取したところ記述の内容を説明したと述べており、当該対応の内容から記述のとおり説明をすることが職務上自然であること、前記4(2)ウについては実際に審議会事務を担当する部署として審議会会長宛ての再審議申立文書を受理していることから、当該保有個人情報に事実の誤りがあると認めることはできない。
- (2) 訂正請求をしようとする者は、「当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、または提示しなければならない」とされている（条例第21条第3項）。審査請求人は、本件訂正請求の内容が事実と合致することを証明する根拠として、再審議申立書の受理に際して説明を受けていないこと、本件開示請求によって得た文書処理カード自体が証明書類であること等を挙げているが、いずれも保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る明確かつ具体的な根拠が示されているとは認められない。
- (3) 以上の理由により、本件訂正請求を不承認とした本件処分は適法かつ適正であり、「本件審査請求を棄却すべきである。」との答申を求めるものである。

6 審査会の判断

当審査会は、次のとおり判断する。

(1) 本件訂正請求について

本件訂正請求の趣旨は、再審議申立書に付された文書処理カードの処理案または指示事項欄および備考欄に記載された前記4(2)の文言について、事実でないとして、訂正を求めるものである。

実施機関は、本件訂正請求に対し、前記5(1)および(2)のとおり、「保有個人情報に事実の誤りがある」（条例第18条第1項）と認められず、審査請求人から提出または提示のあった書類等は「当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等」（条例第21条第

3項)に該当しないことを理由に、不承認の決定を行った。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 訂正請求を行う者は、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正をすべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。それは、実施機関の弁明書にあるとおり、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分(「事実」に限る。)の表記について、②どのような根拠にもとづき、当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等がその証明とともに示されたものでなければならない。

イ そこで、まず審査請求人が審査請求書3(2)ロにおいて、それ自体が証明書類と主張する「文書処理カード」について、前記アの要件を満たすものか否かを検討すると、「文書処理カード」には実施機関の職員が記載した事項と決裁があるのみで、確かに審査請求人が主張する事実とは異なる内容であるが、それ自体が当該記載内容等が事実であるか否かの判断に資するものではない。

ウ 次に、反論書4(3)第4段落で訂正を求める理由として示した「受付け時の状況(事実)」および「状況証拠(異動等)」についてであるが、本件訂正請求の請求書に記載された、再審議申立書「受付けにあたり、担当官は異動が決まっており、また、担当官は情報公開事務の経験も少なく十全とは言えない状況であり、上記の指導(補正指導)等は困難であり、上司の指導、相談も受理時見られていないこと。」との主張は、実施機関の担当職員の事務について、審査請求人が独自の評価・解釈を述べたものにすぎず、客観的には何らの証明もするものではない。

エ したがって、これら文書処理カードおよび主張は前記アの要件を満たすものではなく、訂正請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正をすべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に行われているとは認められず、条例第21条第3項に規定する「当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等」に該当しないため、非訂正が妥当である。

オ なお、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

7 結論

以上により、本件訂正請求を不承認とした本件処分は適法かつ適正であるから「1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和3年12月20日

青梅市情報公開・個人情報保護審査会

伊 東 健 次（会長）

飛 弾 直 文

橋 本 基 弘

齊 藤 和 弥